

東久留米市勤労市民共済会共済給付金給付規程

(趣旨)

第1条 この規定は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）会員の相互扶助と連携を深めるため、東久留米市勤労市民共済会規約第4条第2号に基づき、共済会の給付事業について必要な事項を定める。

(給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体連携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、勤労市民共済会または会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、勤労市民共済会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、勤労市民共済会給付金認定基準による。

(給付金の請求)

第3条 会員が給付金の給付を受けようとするときは、給付事由の発生した日の翌日から3年以内に、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(給付金の返還)

第4条 会員または給付金の受取人が偽り、その他不正の行為により、給付金の給付を受けた場合、会長はその者から当該給付金を直ちに返還させるものとする。

(異議申立て)

第5条 給付の決定内容に不服がある場合は、異議申立てができる。ただし申立てができる期間は決定後60日以内とする。

付 則

1 この規程は、昭和58年2月1日から適用する。

2 この規程は、平成4年4月1日から適用する。

3 この規程は、平成5年4月1日から適用する。

4 この規程は、平成9年4月1日から適用する。

5 この規程は、平成15年4月1日から適用する。

6 この規程は、平成18年4月1日から適用する。

7 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

8 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(還暦及び古稀の効力の発生に関する経過措置)

第 9 条 新規規程の規程中効力の発生は、平成 21 年度以降の年度分に適用し、平成 20 年度分までは、なお従前の例による。

9 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 9 条 新規規程に定める効力の発生は、平成 26 年度以降の年度分に適用し、平成 25 年度分までは、なお従前の例による。

10 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(在会祝金の効力の発生に関する経過措置)

第 9 条 新規規程の規程中効力の発生は、平成 30 年度以降の年度分に適用し、平成 29 年度分までは、なお従前の例による。

11 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

12 この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。